

[事案 2021-100] 新契約無効等請求

・令和5年4月13日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2021-99] [事案 2021-101] [事案 2021-102] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に医療保険（契約①）および収入保障保険（契約②）、平成31年2月にがん保険（契約③）を、乗合代理店を通じて契約した。しかし、契約①②③の申込手続をした認識がないことから、契約①②③を無効として、既払込保険料を返還してほしい。または、募集人の情報提供義務違反および意向把握義務違反が存在するため、保険業法283条1項にもとづき、契約①②③の既払込保険料に相当する金額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

契約①②③の申込手続は有効に行われており、申込書や意向確認書等の各書面に申立人の有効な署名がなされていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および代理人弁護士、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、個別の契約に関し、募集時の状況について事実認定を行うことは困難であるが、募集時の取扱いに不適切な点があった可能性が否定できないことから、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、申立人の同意が得られなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。